

# 法人だより

No.  
150

安中市「<sup>あさ</sup>麻<sup>お</sup>芋<sup>たき</sup>の滝」

表紙説明はP.26

もう一つの「八重の桜」  
兄・山本覚馬の随処作主の生き方

中小企業こそBCP

大人の食物アレルギーについて

天然ウナギの謎を解明  
低価格、安定供給実現へ

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会



## 10月

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知  
通知期限…10月15日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)  
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…10月10日
- 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…10月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…10月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…10月31日
- 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…10月31日

## 11月

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)  
納期限…12月2日
  - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付  
納期限…12月2日
  - 所得税の予定納税額の減額申請  
申請期限…11月15日
  - 個人事業税の納付(第2期分)  
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
  - 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…11月11日
  - 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…12月2日
  - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…12月2日
  - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…12月2日
  - 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…12月2日
  - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…12月2日
  - 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…12月2日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

## 12月

- 給与所得の年末調整  
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出  
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日  
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付  
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(25年6月～11月分)の納付  
納期限…12月10日
- 7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出  
提出期限…12月20日
- 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…平成26年1月6日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…平成26年1月6日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…平成26年1月6日
- 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…平成26年1月6日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…平成26年1月6日
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…平成26年1月6日

## 目次

税務カレンダー	1
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
平成26年度税制改正に関する提言(全国法人会)	3
経営のヒント	
もう一つの「八重の桜」兄・山本覚馬の随処作主の生き方	9
健康情報	
脳の老化を防ぐトレーニング	11
大人の食物アレルギーについて	12
最近の話題から	
天然ウナギの謎を解明 低価格、安定供給実現へ	13
中小企業こそBCP	14
部会だより・テキストのご紹介	15

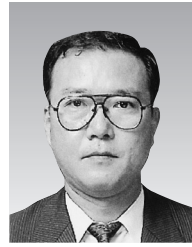
地区会だより	16
会員企業紹介	16
税理士会コーナー	
税理士会高崎支部野球部の活動について【税理士 林 克俊】	19
経営寸話【税理士 入沢紀行】	20
税務署コーナー	
記帳・帳簿等の保存制度の対象者拡大について	21
非居住者等に支払う際の源泉徴収の誤りやすい事例	21
税を考える週間のご案内・年末調整説明会のお知らせ	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	25
お知らせ・表紙説明	26

着任のごあいさつ

高崎税務署長

小曾戸

勇



本年七月の人事異動により、関東信越国税局から高崎税務署長として着任いたしました小曾戸でございます。前任の佐藤同様、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人高崎法人会の皆様方には、法人会活動を通じて、税務行政に対し深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。江戸時代には「お江戸見たけりや高崎田町」と言われた高崎は現在でも北関東最大の商業都市としてますますの発展が期待されていますものと思えます。他の市町村においても美しい自然と名所・旧跡を残す歴史と文化に彩られた地と伺っており、このすばらしい地に

勤務できることを大変光栄に思っております。

税務行政に携わる私どもといたしましては「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たし、信頼される税務行政の確立に向けて努力を重ねているところでございます。

調査手続きの透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から本年一月に施行された改正国税通則法や改正消費税法及び番号制度導入といった税務行政にとって重要な制度改正について、適正に対応してまいりたいと考えております。

また、納税者サービスの観点から、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などのICT(情報通信技術)を活用し、納税者にとって利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでおります。

しかしながら、私どもの力のみでは自ずと限りがございます。正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努めておられる法人会の皆様のお力添えが不可欠であると考えておりますので、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人高崎法人会のみならずの発展と、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。さつとさせていただきます。

小曾戸署長略歴

平成18年	所沢税務署	副署長(法人担当)
平成19年	関東信越国税局	課税第一部 統括国税実査官
平成21年	関東信越国税局	課税第二部 資料調査第二課長
平成22年	藤岡税務署長	
平成23年	関東信越国税局	課税第二部 資料調査第一課長

高崎税務署の人事異動

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

1 新幹部職員等(法人課税関係)

(敬称略)

職名	氏名	前任地等
署長	小曾戸 勇	関東信越国税局 課税第二部 資料調査第一課長
副署長(管理・徴収・法人担当)	飯島 善人	留任
副署長(総務・個人・資産担当)	五味川 勝行	上田税務署 総務課長
特別国税調査官(法人担当)	篠原 光行	留任
総務課長	坪谷 藤之	関東信越国税局 総務部 厚生課 課長補佐
特別国税調査官	川田 茂	留任
法人課税第一部門統括官	相馬 崇司	館林税務署 法人課税第一部門統括国税調査官
法人課税第二部門統括官	佐藤 徳治	大宮税務署 法人課税第二部門統括国税調査官
法人課税第三部門統括官	山上 清	留任
法人課税第四部門統括官	柳澤 敦彦	留任
法人課税第五部門統括官	伊藤 利彦	高崎税務署 総務課 課長補佐
連絡調整官	瀬下 昌久	前橋税務署 審理専門官 上席国税調査官
法人課税第一部門法人会担当	矢尻 友美	留任

平成26年度

### 税制改正に関するスローガン

- まさに関。
  - 国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- 持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！
- 中小企業の重要性を認識し、経済活性化に資する税制措置の拡充を！
- 所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！
- 法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！
- 消費税引き上げに際しては、景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！
- 国と地方の役割分担を見直し、地方の自立・自助の推進を！
- 被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

## はじめに

長引くデフレによって長期低迷に陥っていた日本経済に明るさが見えてきた。背景にあるのは昨年12月の総選挙の大勝で誕生した安倍晋三・自公政権によるいわゆる「アベノミクス」に対する期待感であろう。

この経済政策は大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資喚起による成長戦略という「3本の矢」を一体的に実行してデフレ脱却を目指すもので、沈滞していた経営者や消費者のマインドを好転させたといえる。とりわけ、1本目の矢として政府・日銀の合意で導入された「2%のインフレ目標」とその達成に向けた金融の「異次元緩和」は、円安・株高の流れを形成し実体経済へも好影響を及ぼしつつある。

問題はこれをどう本格的な自律回復につなげるかである。それには個人消費を支える賃金の上昇や設備投資が不可欠であり、その力ギは3本目の矢である成長戦略が握っているといわれ

る。そして、この成長戦略の中核を成すのは政権自ら「1丁目1番地」と位置付ける規制改革である。

では、政府が打ち出している規制改革の内容は十分だろうか。残念ながら医療や農業といった肝心の成長分野で大胆さに欠け、小手先の改革といった印象が拭えない。法人課税についても、さまざまな投資減税に乗り出そうとはしているが、本格的な法人税の実効税率引き下げについては具体的議論に至っていない。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指す社会保障と税の一体改革は緒に就いたばかりだ。これを成し遂げるには思い切った社会保障給付の重点化・効率化や財政健全化目標に向けた具体的で明確な手法と工程を不す必要がある。

日本経済を取り巻く環境は米国が回復基調を鮮明にしているものの、中国をはじめとした新興国は減速傾向を強めており楽観できない。国内では震災復興の遅れや原発事故による電力コスト上昇という問題も残

る。何より、地域経済と雇用の担い手である中小企業には「アベノミクス」効果が届いておらず、さらなる対策が必要なことは指摘するまでもない。

安倍政権は先の参院選で「ねじれ」を解消し安定性を得た。強い日本経済構築に向け、困難な諸改革にも臆せず取り組むよう強く求めたい。

## 基本的な課題

### 第一

#### 社会保障と

#### 税の一体改革と

#### 今後のあり方

民主、自民、公明の3党合意によって決定された社会保障と税の一体改革は、実行の担い手が昨年暮れの総選挙を受けて民主党政権から自公連立の安倍政権に交代した。しかし、どの政党が政権を担っても一体改革の重要性に変わりはない。なぜなら、一体改革が目指す持続可能な社会保障



制度の構築と財政健全化の両立は、我が国の将来を左右する表裏一体の構造問題だからである。

我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進む一方、財政が突出して悪化している。社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大が続いてきたのが主因で、これを抜本的に是正しなければ社会保障制度も財政も持続可能とならない。それは国民の間に将来不安を醸成し、消費や金利、企業行動に悪影響をもたらすなど、日本経済自体にも深く関係するのである。

今回の一体改革はこうした問題解決に向け一歩を踏み出したわけだが、まだ「給付」と「負担」のギャップは途方もなく大きい。まずは可能な限り「給付」を重点化・効率化で抑制すると同時に、「負担」では経済の好転をみながら消費税の2014年4月に8%、15年10月に10%という引き上げスケジュールを着実に実行することが必要となる。そして、中長期的には望ましい「給付」と「負担」のあり方について、もっと

根本から議論を行っていく必要がある。

### 1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障は「福祉」「低負担」とされる。しかも、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれていく。それは年金以上に医療、介護分野で顕著だ。その財源を公費負担に頼ることになれば、消費税などをいくらか増税しても追いつかない。つまり、指摘したように、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。

一体改革では3党合意により、有識者を交えた「社会保障制度改革国民会議」にその土台づくりを委ねた。しかし、国民会議の報告書は高齢者の一部医療費窓口負担引き上げなど一定の改革案は示したものの、年金、医療、介護、少子化対策いづれの分野についても不十分といわざるを得ない。社会保障政策に影響され

やすいといわれる国政選挙は向こう3年間予定されていない。「自助」「公助」という基本的理念を基に役割分担を見直し、抵抗の強い分野にも改革のメスを入れる絶好の機会であることを強調しておきたい。

### 2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要と考える。それは国民生活のみならず企業、とくに中小企業の活動を大きく左右するからである。政府は消費税転嫁対策特別措置法などで一定の対応をしようとしているが、その実効性は判然としない。混乱が生じた場合は、速やかに新たな対策を講じられるよう用意周到な準備を求めたい。

### 3. 財政健全化に向けて

安倍政権は3本の矢で構成されるアベノミクスによるデフレ脱却と財政健全化

の両立を掲げている。仮にデフレから脱却できたとしても、財政が持続可能でなければ国債への信認が失われ長期金利の急上昇などにより、アベノミクス自体さえ崩壊する危険性がある。そういう意味で、本来なら財政健全化は4本目の矢として位置付けられてもいいほど重要である。

先進国で突出して悪化している財政を健全化するには、少なくとも2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支赤字の対GDP比半減、20年度黒字化という健全化目標を達成し、長期債務残高対GDP比を安定的に引き下げねばならない。これは国際公約でもある。目標を達成するには、向こう3年間の新規国債発行枠と基礎的財政収支対象経費の歳出上限を定めた民主党政権時代の「中期財政フレーム」に代わるもっと強固な財政規律が求められる。

こうした観点から、安倍政権が打ち出した「中期財政計画」と来年度予算の概算要求基準（シーリング）をみると、極めて不十分といわざるを得ない。15年度

までの国債発行こそ今年度以下としているが、それを実現するための具体的歳出削減策、さらに歳出上限の設定さえない。20年度の黒字化に向けても、「15年度予算を踏まえて具体的道筋を描く」と先送りした格好になっている。

内閣府の試算によると、15年10月の消費税率10%への引き上げと平均名目成長率3%を前提とした楽観的なシナリオでも、20年度にはGDP比2%、12.4兆円の赤字が残り、債務残高対GDP比も190%前後で高止まりする。毎年1兆円の自然増が見込まれる社会保障費を中心に聖域なき歳出削減を徹底しないと、増税に際限がなくなると考える。

### 4. 行政改革の徹底

行政改革への取り組みは従前に増して重要になっている。消費税引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めることに変わりはない。また、行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなってい



る。ならば、「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るのは当然である。

にもかかわらず、改革の取り組みは遅々としている。安倍政権には改革反対勢力とのしがらみがないはずで、いまが改革断行の絶好のチャンスである。それは安倍政権の試金石ともいえ、もはや先送りは許されない。直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

## 5. 今後の税制改革のあり方

社会保障と税の一体改革では消費税の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。しかし、最高税率引き上げなどには消費税引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論を欠いた印象が強い。

今後の税制改革に当たっては①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租

税政策等との国際的整合性  
②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化—などにごう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

## 6. 共通番号制度について

社会保障・税の共通番号制度であるマイナンバー法が成立したが、その運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。また、社会保障と税、災害対応となつて利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題であり、多角的で広範な議論が求められる。

なお、運用に当たっては個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘したい。

## 第二

### 経済活性化と 中小企業対策

長引くデフレからの脱却と強い日本経済の構築を目的とする安倍政権の経済政策「アベノミクス」に対する産業界の期待は大きい。ただ、目的を達成するには

「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」という3本の矢が一体的に実行されなければならない。

1 本目の矢である日銀による金融の異次元緩和は株

高・内安の流れを呼び込み、10兆円の財政出動を伴った昨年度補正予算を含む2本目の矢も一時的にGDPを押し上げつつある。しかし、これはあくまで呼び水の効果に近く、賃金上昇と設備投資に支えられた力強い自律回復軌道に乗せるには、3本目の矢である成長戦略が極めて重要になる。

成長戦略が実効性を発揮しなければ、多くの識者が指摘するように国民や企業が豊かさを実感できないと

ころか、物価上昇と財政信認の揺らぎによる成長を伴わない悪い金利上昇を招き、逆に成長の足も引つ張りかねない。産業界や日銀の首脳が再三にわたって成長戦略の重要性を指摘しているのは、このためである。

政府が今年6月にまとめた成長戦略は、1人当たり国民総所得を10年後に150万円増やすことや3年間で民間投資を年間70兆円にするなどの高い数値目標を掲げた。しかし、目標達成につなげる政策とデータの裏付けは明確でない。

とくに、成長戦略の「1丁目1番地」と政権自らが位置付ける規制改革は極めて不十分といわれる。それは成長分野とされる医療や農業で顕著である。

医療分野では一般用医薬品のインターネット販売を原則解禁する措置などにとどまり、医療の産業化に不可欠とされる混合診療の解禁には踏み込んでいない。

農業分野でも耕作放棄の農地集約・貸出制度創設などが目立つ程度で、企業による農地所有の自由化は先

送りしている。これでは成長戦略として重要な環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に際し、農業分野がどこまで競争力の点で対応できるか疑問といわざるを得ない。

一方、税制では投資減税を来年度税制改正より前倒しして実施する方針という。しかし、対象は大企業中心とみられ中小企業への効果は薄い。また、賃金引き上げや設備投資を促す効果があるといわれる肝心の法人実効税率引き下げも、まだ具体的な方針が示されていない。

成長戦略はこれまでの政権でも何度も策定されたが、効果は曖昧なまま終わっている。今回はアベノミクスの中で最も重要な役割を果たすだけに、失敗は許されない。そのためには、「PDC A(計画、実行、評価、改善)サイクル」の手法を取り入れ、経済財政諮問会議などの場で政策遂行の過程と成果を数値化して検証することが不可欠である。

### 1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正により35.64%と5%引き下げられたが、復興財源に充てる特別法人税が課されたため、実



質的には平成27年4月からの実施となる。しかも、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われている。我が国の引き下げにより先進国で最も高い税率となった米国も、オバマ政権が30%以下に引き下げる案を打ち出した。このままでは再び我が国が最も高い税率となり、各国との税率格差は依然として解消しない。

また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

## 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業はわが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在感を確保し、経済社会への貢献を続けることが求められる。

## 3. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求めたい。

## 第二

### 国と地方のあり方

地方分権は我が国の行財政システム面での硬直性は正や地域経済活性化の観点から必然の流れになっていくが、依然として具体的議論は深化していない。分権化を加速させるには、国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確にしていかなければならない。

地方分権は権限を地方に移行することだが、同時に地方の責任も増すことを意味する。つまり、分権には地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要なのである。

国の財政は破たん寸前だが、地方財政は黒字である。そうした中でも国は借金によって地方交付税を加算しているし、消費税の引き上げ率も地方が国を上回る状況にある。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足している

といえる。

中期財政計画では地方財政について「リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替え」を盛り込み、歳入・歳入両面からの改革に取り組みとしている。それには、地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要になる。

## 第四

### 震災復興

被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用の確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094



第五

その他

1. 環境問題に対する  
税制上の対応

環境問題に対する税制上の対応については、国内外の議論の動向、既存のエネルギー関係税制との調整を図りつつ、国・地方の役割等、幅広い観点から時間をかけて慎重に検討が行われる必要がある。

2. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、

税をきちんと払い、税の使用途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。

税目別の  
具体的意見

1. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復  
所得税は国民がその所得に応じて負担するという税の基幹ともいふべき税目であるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されて久しい。

また、グローバル競争や就業形態の多様な変化などから、非納税者が増加する傾向もある。基幹税としての財

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

(3) 金融所得 一体課税の拡充

平成25年度税制改正において金融所得一体課税の拡充が行われたが、さらなる拡充も検討課題である。

2. 法人税関係

(1) 同族会社の留保金課税制度の廃止

同族会社の留保金課税は、平成19年度税制改正で出資金1億円以下の会社に対する適用対象から除外され、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃されたが、課税制度そのものは未だ存続していることから廃止を求める。

(2) 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲

平成23・24年度税制改正大綱において検討事項とされた中小企業者に対する法人税率の特例（軽減税率）と租税特別措置の適用範囲の見直しについては、中小企業の活力増大と成長の促進に資するとの観点から、見直しは行うべきではないと考える。

(3) 知的財産権に起因する所得に対する軽減措置


研究開発の国際競争力が激化していることから、わが国においても、欧州諸国などを参考に、知的財

**T&D**  
T&D保険グループ

**安心して、  
新しい未来が見えてくる。**

**企業保障約36万社**  
※平成24年度末。当社調べ。  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。

**DAIDO 大同生命** 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



**6** ホーターズ  
2004年受賞

産権に起因する所得を軽減する制度の創設を求めらる。

### 3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す。

① 贈与税の基礎控除の引き上げ

② 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）の引き上げ

### 4. 消費税関係

(1) 消費税の滞納防止の強化

租税全体の滞納に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、今後の消費税率引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてき

らなる対策を講じる必要がある。

### 5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、長期的な地価の下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。評価方法および課税方式の抜本的見直しを求める。

① 宅地の評価は「収益還元価格」で評価

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す

③ 償却資産については、非課税となる範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。

④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行って、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべき。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行によ

り課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税などと二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、環境対策などの観点から導入されているケースも多いが、こうした独自課税の実施にあたっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### 6. その他

(1) 配当に対する二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税

と所得税の二重課税の調整が行われているものも不十分であり、さらなる見直しを求める。

(2) 電子申告の推進

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、まだまだ利用率としては不十分であり、その普及に取り組んでいく必要がある。

さらなる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（eL-TAX）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

※平成26年度 税制改正に関する提言より抜粋。全文については、高崎法人会HPをご覧ください。  
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

法人会の団体保険制度：取引信用保険

## 中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすめ

中小企業向け貸倒保証制度 ご採用のメリット

#### 貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。

#### 与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に保険会社の審査が加わり、取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

法人会  
 会員企業専用プラン。  
 是非ご利用ください。



ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社  
 群馬支店 高崎支社（担当：吉田）  
 〒370-0045  
 高崎市東町80 群馬トヨタビル5F  
 TEL027-323-4332 FAX027-327-4046



もう一つの  
「八重の桜」



# 兄 山本覚馬の随处作主の生き方

「ずいしょくじゆとななる」

歴史研究家 藤本泰治郎

戊辰戦争で会津・鶴ヶ城に1か月も籠城し、男装でスペイン銃を構えて官軍に抵抗し、「幕末のジャンヌ・ダルク」と称され、そして後に夫となる新島襄から「美人ではないが、行いがハンサム（美しい）」と言われたことから「ハンサム・ウーマン」として呼ばれた、新島八重の生涯を綴った今年の大河ドラマ「八重の桜」。

幕末から維新へ激流の時代に、生まれ育った藩の消滅という喪失感と無念から、京都での新たな希望と期待に満ち、生き生きと生きた八重の生涯は、まさに東日本大震災被災の喪失感から明日への希望へ向かう気持ち

を鼓舞することに大河ドラマが寄与することを大いに期待したい。

八重を主人公とした「八重の桜」だが、八重の兄である山本覚馬も、藩だけでなく、自らの失明や父・弟

## 先見性に富む「管見」

覚馬は、京都守護職に任じられた藩主・松平容保とともに会津藩砲兵隊を率いて上洛した。上洛から2年後に起きた「禁門の変」の折、大砲の炸裂をまともに受け、硝煙を浴びたことで失明に至っている。

覚馬は藩主から、目の治療も兼ね、スナイドル銃という最新式銃調達の命で長崎に渡った。その長崎で、かつて佐久

を失くした喪失感に支配することなく、京都で見事な生き方をしている。

もう一つの「八重の桜」として、覚馬の生涯を辿ってみたい。

間象山から学んだ「国内で戦っている場合ではない。世界に目を開き、日本は変わっていかねばならない」との思いを強めた。

会津追討の発令が出た折には、失明しながらも戦争回避に奔走するも、その途中で薩摩藩に捕われて、座敷牢へ投獄の身となる。投獄中、覚馬は「管見（かんけん）」という論文を口述筆記の形でまとめ上げた。

管見とは、浅学非才の身に狭い見識にての意見という謙遜の意味合いがある。

その管見が新しい世を生きる拠り所となると西郷隆盛や岩倉具視などの目に留まった。

管見は、「政体」「議事院」「学校」「変制」「国体」「建国術」「製鉄法」「貨幣」「衣食」「女学」「平均法」「醸酒法」「条

遷都で京都から天皇も去り、中央集権の担い手たる役人もいなくなった京都で、覚馬は「京都が失った誇りを取り戻すには教育を置いて他にない」として、京都再生の端緒として教育に

約」「軍艦国律」「港制」「救民」「髪制」「変仏法」「商事」「曆法」「官医」「時法」など、国政から生活の他分野にまでわたる画期的なものだった。

覚馬がこれまで佐久間象山や勝海舟などから学んだことの集大成だったことは無論だが、まさに先見性を持った新しい国づくりにかかせないものだった。

その覚馬が記した管見は、坂本龍馬が新政府構想とも言われた「船中八策」をものぐものとして高く評価されるものとなり、覚馬は京都府顧問に任用され、荒廃した京都の復興に尽力することとなる。

## 失明するも新しきを形に

血を注いだ。

日本で初めての小学校（明治2年）と中学校（明治3年）に、小学校文部省が誕生し、学制が公布（明治5年）される以前に京都で開設したのである。

また同時に、早くから「男尊女卑」の思想を愚としていた覚馬は、女子の教育の機会を与えることを説き、明治5年に「新英学校及び女紅場（女学校）」を設立し、一般の町人の子女も受け入れ、英語、機織り、華道などを学ばせ、卒業生には、学校や自宅で教える資格も付与し、女性の自立支援にも役立つ仕組みとした。

覚馬は遊郭にも女紅場を設け、女子に必要な技量や学問を遊女にも授けている。学問を身に付けた京の遊女は一段と高い格式を持つものとなったが、職業に分け隔てなく、教育の必要性を説く覚馬の情熱が窺い知れるのである。

この学校では、妹・八重も教員を務める一方で、英語を学び、キリスト教にも触れる機会ともなり、後に、新島襄との出会いとともに、同志社大学設立への礎も培われたのだ。

覚馬は産業振興にも力を発揮した。

明治4年に活版印刷の技術を導入し、明治10年まで京都で開かれた博覧会の英文案内書を印刷させるとともに、京都新聞の発行も実現させた。

ドイツ人の研究者をお雇い外人として登用すること、覚馬が進言した結果、陶磁器や七宝硝子を完成させるなど、現代でいえば産学一体を具現化し、京都の産業を極めさせた。そして、ドイツと京都との物産交流も実現させ、京都を富ませる結果となったのだ。

そのドイツ人研究者から「栄養価が高い牛乳」と聞くと、「牛乳を飲むと色が黒くなる」と忌避する日本人を説得し、牛乳を飲む習慣をも定着させた。

このため、畜産場、農学校、養蚕場、栽培試験場などの設立を手掛けるとともに、勸業場や集産場、授産場を設けた。

さらには、失業者の雇用や難民救済といった社会福祉事業をも手掛けている。

唯一、覚馬が取り組んだことで実現が叶わなかったのが、京都鉄道である。敦賀を起点に大阪にまで至る鉄道施設計画を明治5年に立てたが、時の政府は新橋―横浜間を日本初の鉄道として計画しており、京

### 惑うことなく随処に主を貫く

八重や母親たちと京都で10年ぶりに再会した折、覚馬は八重から会津城での悲惨な籠城生活、遺骸が城下を埋め尽くした凄惨を極めた実情を聞いた。

覚馬は、自らが知らざる郷土の惨劇と悲劇に打ち震え、心からの無念を感じた。

戊辰戦争で、藩も城も焦土化し、身内や仲間も失った。目までも失った。

しかし、覚馬は喪失感に覆われることなく、さらには旧来の価値観に頑なになることはなかった。

新たな日本を築き上げるために、かつては敵として対峙した薩長の英傑を相手

都に先を越されることを嫌った政府は認めずに、新橋―横浜間の開通を急ぐことで威信を保った。

でき、いかなる外界の渦に巻き込まれたり、翻弄されるようなことはない、ということを教えている。

後年（明治33年）に、京都―園部間の京都鉄道が開業するが、覚馬の先見性が伺えることともなった。

覚馬にとって、新しき時代に、わが身は京都再生と地域の人々の幸福増進のために生きていこうとする覚悟と志を抱き、賊軍の身上を恥じず、誠心誠意を尽くした姿勢は、多くの共鳴者と協力者を呼び込み、彼の歩みを大きく支えた。

「随処作主」は、臨済宗の開祖である臨済義玄禅師の言葉である。

時代が大きく変わり変わろうとしても、覚馬は自分を見失うことなく、与えられた立場や境遇の中で、我が為すべきことを恬淡とこなしにいった。

その意とするところは、いつどのような境遇にあつたとしても、いかなる場合でも何ものにも束縛されず、自らの主体性をもって、私心なく、真実の自己として行動し、世のため人のために力の限り生きていくならば、何ごとにおいても、いついかなる場所においても、真実を掴み取ることが

まさに透徹した人生観の持ち主だった。

管見を薩摩藩主に提出した明治2年から生涯を閉じた明治25年まで愚直に一気に生き切ったのである。

いかなる時も変化に振り回されずに、一徹、生きる座標軸を定めて努めていくことの大事さを覚馬の生き方から学ぶものである。

新たな日本を築き上げるために、かつては敵として対峙した薩長の英傑を相手

方から学ぶものである。



経営コンサルタント 栗塚進弥

# 脳の老化

## を防ぐトレーニング

誰しも、老いて体も脳も若々しくありたいと願うが、それは避けることができない。なら、老いることを先延ばしにするために、日常努めていくほかにならない。

とくに、脳は人間にとって行動や言動の司令塔であり、また体の細胞が再生するのに対し、脳細胞は成人後には1日10万という単位で死滅していき、再生は叶わない。

とすれば、「脳の老化」をいつまでも若々しいものとしていかに保っていくかということに優先順位が置かれよう。

不幸にして、脳梗塞などの脳血管障害によって引き起こされる認知症によって

「脳の老化」を余儀なくされることもあるが、脳の神経細胞が壊わされて記憶に

関わる海馬や側頭葉後部などが萎縮するというアルツハイマー型認知症には普段からの脳トレーニングで若々しく保つには役立つ。

今ある脳細胞を活性化することが役立つ。脳神経細胞を働かせる刺激を与えることが必要といえる。

「脳の老化」と職業や生活態度などとの因果関係についてユーモアに富んだ記述がある。『今からわかる、ボケる人ボケない人』（フレイ松川著・集英社文庫）であるが、ごく一部を紹介しよう。

……「功成り名をとげた学

者はボケやすい」「公務員や学校の教師はボケやすい

（外国人との交際の多いセクシオンや体育・音楽教師はボケにくい）」「バーのママは欲深かならボケにくい」「がんばるセールスマンはボケない」「年をとっても芸に打ち込んでいる落語家、講師はボケにくい」

「上司のいいなりだった人は確実にボケる」「仕事だけが人生ではないと考えている人はボケない」「土日を上手く使えない人は確実にボケる」「できの悪い息子や娘を持つとボケにくい」「大声で笑う人はボケない」「スケベはボケない」「几帳面な人は確実にボケる」「ロマンチストはボケにくい」……。

前述の設例で、「脳の老化」を招きやすい人と招きにくい人との違いは何かと、お気づきのことはないだろうか。

そう、「脳の老化」を防いでいる人は、脳の言語野や運動野などに刺激を与えている生き方をしているか

らに他ならないのだ。脳を休ませることなく、刺激を与える日々を重ねることが「脳の老化」を招きにくくしているのだ。余談だが、この意味からいえば、

資金繰りや売り上げ確保にと腐心する経営者は、気は休まることではないが、「脳の老化」とは無縁とまでいえないが、招きにくい職業といえよう。

「脳の老化」を招かないための日常心掛け、簡単にできる4つのトレーニング法を整理してみよう。前述の設例と対比しながら読み解くと得心もいくだろう。

### 1. 足を使うこと

運動と置き換えたいが、なかなか日常長く継続することも叶わない。散歩でもいい。とにかく歩いたり、足を揉んだり、叩いたり、こすったりでもいい。要は、大腿部への刺激で脳への血行を良くすることである。

### 2. 目を使うこと

目からの視覚情報は、1日の情報処理量のうちの83%といわれており、目は体

の外に表れた脳の一部ともいえよう。

目から飛び込んでくる情報を脳に伝達するよう意識してみることで脳への刺激になる。その場合、この花の色は何色だと鮮明に記憶に留めるといふ強い目的意識で行うことが大事である。

### 3. 声に出すこと

声に出すことで脳の記憶回路に刻まれていく。「音読」は目と耳からの情報で記憶脳を高めるとして認知症防止としても注目されている。若い時分に年号暗記を声を出して語呂合わせで覚えたことが今でも記憶されていることで、その実効性はうなずけるだろう。

### 4. 手を動かすこと

左右の手を別々の動作で動かすことが、脳の広い範囲の領域が刺激を受けて活性化されるとされている。簡単に身近にできる4つのことを毎日意識して行うことで、「脳の老化」を防ぎ、脳の働きを良くすることができ。続けていこうではありませんか。

# 大人の食物アレルギーについて

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

子供の3大原因食は、  
栄養いつぱいの  
卵、牛乳、小麦

東京・調布市の小学校で昨年末、5年生の女子学童が給食を食べてシヨック死するという事故が起き、食物アレルギーに対する関心が高まっています。この生徒は乳製品にアレルギーがあり、特別食が配られていましたが、おかわりに担任教師が誤ってチーズの入った一般食を渡し、死を招きました。

このように最近では子供の食物アレルギーが増え続けていますが、3大原因食と呼ばれるのは卵、牛乳、そして小麦です。いずれも子供の成長に深く関与している栄養食品なので、家族は勿論のこと、学校関係者も頭を痛めている状況にあります。子供の食物アレルギーは

長ずるにつれて治まったり、症状が軽くなったりするのが一般的ですが、そのまま引きずって一生完治しない人もいれば、大人になって突然、発症する人もいます。

今や国民病と言われるている花粉症もそうですが、アレルギーはなぜ起きるのか、という仕組みがまだ詳しく解明されていないので、極めて厄介な問題なのです。

3年前に「茶のしずく」という化粧石鹸を使って、顔が腫れたりする被害者が続出する騒ぎがあったのを、覚えていらっしゃる方はいらっしゃるか。これは石鹸に小麦の成分が含まれていたため、小麦アレルギーをずっと抱えていた成人女性の多くに、被害が及んだのです。不思議なことに、この石鹸を使用して顔が腫れ上がった後、パンなどの小麦食品を食べてもアレルギー反応

を起こすようになった人もいたようです。裁判にもなっているこの事件の最大の争点は、製造元が小麦の成分表示をしていなかったことにあります。

近年は果物を食べて  
発症する大人が増加とか

「茶のしずく」はたまたま石鹸でしたが、食べ物になるとさらに難しい問題が山積んでいます。現代社会では多くの食品を混合した加工食品が出回っていて、何が使われているのか、消費者には分からないことも多々あります。そこで国は、患者発生の多い「卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに」の7品目については、原材料の表示を義務付けています。乳は圧倒的に牛乳が多いのですが、ヤギ乳なども含まれ、チーズやバターなどの乳製品もここに入ります。

このほか義務制ではありませんが、表示するのが望ましいと奨励されているものが17品目あります。魚類ではサバ、イカなど。肉はウシ、ブタなど。果物はバナ

ナ、キウイなど。さらに大豆、ヤマイモからマツタケも入っています。アレルギーを起こす食品がいかに多いのか、驚くばかりです。

食物アレルギーの症状は実に様々で、軽ければ発疹、吐き気、発熱、腹痛などで済みますが、アナフィラキシーと呼ばれる全身症状が起きると血圧低下、呼吸困難、意識障害などで危険な状態になります。アレルギーを持つ人の割合は把握されていませんが、一応は赤ちゃんだと10%、小学生以上は大人も含め1〜3%が要注意とされています。しかし実際にはもっと多いはずと指摘する研究者も数多くいます。

その中で注目されるのが、近年、大人になって突然、アレルギー発症する人が増えているという臨床現場からの報告です。原因食は子供と違って、リンゴ、モモ、ナシなどの果物に多く、野菜でもあるようです。重篤な症状になる人はいないようですが、また新たな問題提起がされ、対応が急がれています。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

**Aflac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



## 天然ウナギの謎を解明 低価格、安定供給実現へ

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

日本最古の和歌集である万葉集でも「夏やせ対策に食べるといい」と詠まれるなど、古くから体力回復に効果抜群と親しまれてきた「ウナギ」が危機に瀕しています。稚魚の漁獲量の大幅減少で、価格が高騰して庶民から縁遠くなっただけでなく、今年2月に環境省のレッドリストで絶滅危惧種に指定されたほど。もうウナギは食べられなくなってしまうのでしょうか。いやご安心を。実は絶滅回避につながる大発見があったのです。

### マリンスノーが餌だった

世界的ウナギ博士と呼ばれる塚本勝巳・東京大学大気海洋研究所教授らの研究チームは昨年、体内の窒素同位体を分析した結果、天然ウナギの幼生はマリンスノーを餌としていることを突き止めた」と発

表しました。ちよつと聞いただけではたいしたことではないと感じるかもしれませんが、実際は非常に重要な研究成果でした。

ウナギは北西太平洋のマリアナ諸島沖で産卵し、孵化すると柳の葉のような体形の幼生、レプトセファルスになります。北赤道海流と黒潮に乗って北上しながら稚魚のシラスウナギに変態し、日本の河川で成魚に。成熟すると再び海に降りて、マリアナ沖の産卵場へ向かいます。

現在、国内外で行われているウナギ養殖は、稚魚を沿岸で捉えて成長させる「畜養」です。ところが、稚魚は不漁が続いており、採捕量は昭和38年の232トンとピークに下落の1途。昨年は過去最低の9トンまで落ち込みました。この影響で稚魚の卸価格は10年前に比べて十数倍の1キロ200万円以上にも高騰しています。庶民から縁遠

くなって当たり前ですね。

### 切れた輪がつながる

この状況を解決するため、養鰻場で卵から人工孵化させた幼生を稚魚、成魚と育て、また採卵して人工孵化させるサイクルを繰り返す「完全養殖」の実現が急務となっています。

完全養殖は、クロマグロなどではすでに確立している技術です。けれどウナギの場合は、成熟した成魚から採卵して人工孵化させるノウハウも確立しているのに実現していません。

それは、幼生が自然界で何を食べているのか分からず、育てられなかったからです。塚本教授によると、暫定的にアブラツノザメの卵などを与えてみたけれど、1か月で9割が死んでしまったそうです。

そのため、幼生の餌が判明すれば、これまで切れていた完全養殖サイクルの輪がつながり、天然資源に一切頼らないウナギ養殖の実現に一步近づけます。ウナギの安定供給や低価格化にもつながるでしょう。

### 解決すべき課題も

さて、マリンスノーとは、海中をゆらゆらと舞って雪のように見えることから名付けられた白っぽい物質で、その正体は動物プランクトンや植物プランクトンの死骸です。

けれど、これを幼生が食べると分かったところで、いちいち北赤道海流や黒潮からマリンスノーを採取してくるわけにはいきません。大変なコストがかかってしまいます。

塚本教授は今後の課題として「マリンスノーを構成する成分や粒の大きさ、状態などを詳細に分析して、最適かつ実用的な養殖用の餌を模索していくことが必要です」と話しています。

また、これまで餌が分からない状態だったため、幼生の成育に適した環境がどういうものかも不明で、塚本教授も「まだやることはたくさんありますよ」と笑います。それでも、この研究成果が日本のウナギ食文化を守る上で、大きな一歩となったことは間違いありません。



経営計画をつくり「先を見せる」会社です

有限会社 **ハコダ先見経営**  
MAKE HAPPY by SMILE OFFICE

群馬県高崎市新保町 163 番地  
TEL.027-360-5888 FAX.027-360-5858

# 中小企業こそBCP(事業継続計画)

日刊工業新聞社論説委員長 岡田 直樹

いつ起こっても不思議ではないとされる首都直下型地震や南海トラフ巨大地震。中国では鳥インフルエンザ(H7N9型)の感染拡大が続いている。「人から人」への感染が確認されれば、渡航者を介して日本でも一気に感染が広がる恐れがある。

こうした不測の事態に備え、企業は事業継続計画(BCP=BusinessContinuity Plan)を策定しておく必要がある。とくに本社などに拠点が限られる中小企業ではリスク分散が難しく、計画の有無が明暗を分けることもある。

BCPが通常の防災対策と大きく異なるのは、文字どおり、事業継続を主眼にしている点にある。被災時にどの事業を優先復旧させるかを決めておき、最少負担と最短時間で復旧を目指す。

その考え方に基づき、平時から安否確認や避難、指揮命令の方法を社内でも共有し、食料備蓄、代替生産先の確保、在宅勤務の仕組みづくりなどの対策を講じておく。ただし、手順や制度を文章化しただけでは、絵に描いた餅に過ぎない。教育、訓練、演習を繰り返しながら、計画の弱点を補強し組織に浸透させる、レベルアップのサイクルを定着させることが肝要だ。

中小企業では震災後もBCPを「知らない」が過半

企業の存続と競争力維持にBCPが欠かせない時代にもかかわらず、中小企業では震災後も普及はあまり進んでいない。

中小企業庁が2012年度に実施した調査によれば、中小企業でBCPを

「策定済み」と回答したのは10%に過ぎず、BCPそのものを「知らない」が半数を超える。「カネがかかる」「人材やノウハウが足りない」などの理由で尻込みしている企業も少なくない。

中小企業はトップダウンにより意思決定が早く、組織の小回りが利く。復旧や継続を優先する事業も限られるため、簡易な対策で効果をあげることができる。東日本大震災では、設備を被災した町工場がA4判用紙に「今すぐできる加工、できない加工」を記して取引先にファックス送信したところ、重宝がられ、受注を維持できたという事例もある。これも立派なBCPだ。

優先度の高いところから手作りで

中小企業のBCPでは、事業継続の肝になるところから始めるのが現実的といえる。被災の程度に応じて誰が何をやるか、初動対応を確認しておくだけでも効果がある。本社工場が大きなダメージを受けた時の

代替生産先として、「遠方の同業者」と災害時の相互援助協定を結んでおくところまでいけば、被害が広域かつ甚大な巨大地震にも対応できる。

鳥インフルエンザは、初期段階でのウイルスの封じ込めがカギになる。国内に感染が広がり出したら、時差通勤の導入で従業員が人と接する機会を減らす、優先度の高い設備だけ動かし、自宅待機させる従業員を増やす、などの対策が企業に求められよう。数か月にわたり事業活動の停滞を余儀なくされる事態も想定し、押印不要の稟議など、在宅勤務の仕組みを整え、いつでも移行できるようにしておきたい。

中小企業では、外部の専門家に作らせた90点のBCPより、社長が陣頭指揮して従業員の全員参加で練り上げた30点のBCPの方が、いざというとき役に立つ。BCPを知らない企業は、明日かもしれないその日のために、今日から準備を始めたい。

「生きる」を創る。

# Aflac

募集代理店  
**(有)井田総合ビジネス**

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2  
TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

アフラック(アメリカンファミリー生命)  
**サービスショップ**  
高崎飯塚店  
(P 駐車場完備)

アフラック い〜な  
**0120-0269-17**  
ホームページから見積りできます。  
<http://www.idasogo.co.jp>  
master@idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00 (日曜・祝日定休)●

ご来店・お電話お待ちしております。



女性部会

第四回 税に関する絵はがき作品を展示  
いちごプロジェクト「節電うちわ」を配布

税に関する

絵はがきコンクール

応募作品(1343点)の展示を夏休み期間を利用して行いました。

高崎市役所(8/20~8/28)  
渋川市役所(7/23~7/30)  
安中市文化センター  
(7/24~8/2)

小学生が一生懸命に描きあげた発想力豊かな夢のある作品を広く、たくさんの方々に見ていただき、税により一層の関心をもっていただきたいと考えております。



いちごプロジェクト

〜無理なく節電〜



東日本震災から二年半が経過し、電力需給の状況は改善しつつありますが、私たちは日常生活での節電を継続的に取り組んでいくことが必要です。

女性部会では、全法連女連協の趣旨に賛同し、昨夏に引き続き今年も各地区のお祭り・イベント等で約2千本の「節電うちわ」を配布し、使用電力の削減を呼び掛けました。

※「いちごプロジェクト」とは、「いちご」のネットミングは、「昨年夏の節電目標」15%に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり、そのイメージを、毎年女性部会が継続的に取り組む社会貢献活動に重ねました。

法人会の税務テキストのご紹介



法人会では、会員企業のご協力のもと、税務研修会等で使用する税務テキストを発売しています。このテキスト類は研修会や説明会で皆様に無料でご提供させていただいております。

研修会にご参加いただけない場合、各地区会の事務局へお越しいただければ無

料でお渡しすることもできますのでご入用の際は、法人会の各事務局へお問い合わせください。

なお、各テキストは数に限りがございますので、在庫切れの場合はご容赦ください。

・高崎法人会事務局電話  
027-3631-4526



▶ 会社の決算・申告の実務 (B5版 64ページ)



▶ 会社取引をめぐると税務Q&A (A4版 31ページ)



▶ 平成25年度 税制改正のあらまし (A4版 32ページ)



▶ 源泉所得税 実務のポイント (A4版 31ページ)

企業のために、  
経営者とともに。



DAIDO 大同生命

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

高崎

高崎地区会の17支部で  
今後の事業計画等について  
会議が開かれました

平成25年9月、高崎地区会を構成する17支部の役員会が、それぞれ開催されました。会議の中では、支部の会員の皆様の現状や今後の会員増強運動の方法、高崎地区会で行う社会貢献活動な

どの事業計画について話し合われました。特に、新法人移行に伴う事業形態の変化の必要性などを考慮し、積極的に今後の支部ひいては、法人会のあり方等の議論がなされました。

【高崎地区会17支部図】



渋川

会員企業紹介

有限会社梅月



代表取締役  
阿部 清

一、所在地

渋川市渋川二一六七  
TEL〇二七九―二二一〇―二四三

二、事業概要

割烹梅月は長年、地域の方々に御愛用いただき営業しております。

事業内容は、伝統を重んじる和食を中心にご宴会、ご商談、祝事、ご法事、配達用弁当とお客様の様々な要望にお応えしております。個室になっておりますので、特別な集りのご使用には最適ではないかと思いません。



▶店舗外観

三、経営理念・会社PR

- ①日本の食文化の継続と発展に努めます。
  - ②日本料理により、心豊かになりますよう努めます
- 又一階の個室は庭を眺めながらの食事にはおすすです。大勢の宴会には二階、最大七〇名様まで収容できる部屋をご用意できます。

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで  
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国100万社の、会員組織です。



社団法人高崎法人会 事務局

TEL: 027-363-4526

<http://www.takasaki-hojinkai.com/>



箕 郷

会員企業紹介

有限会社久保印刷



代表取締役  
久保隆之

一、所在地

高崎市箕郷町

西明屋九八三〇

TEL〇二七—三七—一六八二八

二、事業概要・会社PR

昭和35年に先代が高崎市請地町にて創業し、平成元年に法人設立を機に現在地に移転。おかげさまをもちまして今年で法人設立後25周年となりました。

名刺、帳票類、名簿

チラシ、封筒などの印刷

三、経営理念

物を取り扱っていますが、近年では商品撮影にも力を入れ、スタジオ撮影の他、出張撮影もしています。また、撮影後の画像処理ではお客様のニーズに合わせて細部にわたる加工が出来る体制をとっています。

① 誠意を持って仕事をし、地域社会に貢献する。

② お客様の繁栄が当社の存在価値。その結果、持続的な成長が続けられる会社を作る。



社屋外観



製品例

榛 東

会員企業紹介

株式会社一倉製作所



代表取締役  
一倉良仲

一、所在地

北群馬郡榛東村

広馬場一五二七

TEL〇二七九—五四—三三三

二、事業概要

昭和39年の創業以来、化粧品容器や自動車部品、コネクタなどのプラスチック部品の金型製作から射出成形・組み立てまでの生産を一貫して

三、経営理念・会社PR

「お客様に喜んでいただける製品」を、高品質・高精度・短納期でお届けします。

常に技術力向上に努め、平成13年には世界初の樹脂製マスカラブラシの開発・生産を開始し、微細成形加工の研究や産官学連携にも積極的に取り組んでいます。

「ものづくり」が大好きな私たちは、「誠実な姿勢」と「創意工夫」をモットーに、日々研究・改善を繰り返しています。



自動車・オートバイ部品



樹脂製マスカラブラシ



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

倉 淵

追川工業株式会社

会員企業紹介

代表取締役

追川 悦子

一、所在地

高崎市倉淵町

三ノ倉二〇一六

TEL 〇二七―三七八―四一七〇

二、事業概要

総合建設業

土木事業…道路工事・河川改修・治山工事・砂防ダム等の施工。  
建築事業…一般住宅、市営住宅の建築・住宅の解体。  
水道事業…住宅の水漏れ、配管等。



電気事業…住宅の配線・太陽光発電設置。

フィルム施工事業…遮熱フィルム・防犯フィルムの貼付。

など、幅広い分野にて営業しております

三、経営理念・会社PR

いつでも顧客の立場に立つて良質の満足のいく製品作りに努め信頼される企業を目指すため、社員一同精一杯努力していくことをモットーに日々頑張っていきたいと思っております

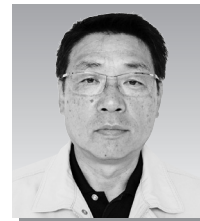
また、地域に密着した経営を目指しておりますので、お気軽にご相談ください。

社員一同お待ちしております。

吉 井

株式会社ユウ・ベル

会員企業紹介



代表取締役  
鈴木 均

一、所在地

高崎市山名町一三三九―二

TEL 〇二七―三四六―二四六〇

二、事業概要

当社は、昭和35年創業の鋳物型メーカーで、木型による半自動の鋳物造型から徐々に製品が金属に変わり金型・アルミ鋳造に取組むこととなった。当時は金型が主流で、シェル中子を製造している会社は少なく売上規模は微々たるものだった。時代の変遷とともに、シェル中子も1つの製品に対し1つ必要(消失模型)となりシェル中子も大量生産の時代となった。平成元年に新工場を建設し製造工場を一つに統合、金型とシェル中子の双方の営業が可能な体制とした。

三、経営理念・会社PR

現社長、鈴木均は昭和57年に入社、平成2年に代表取締役就任し、ベトナム人実習生8名を受け入れ販売及びシェル中子製造技術を教授している。現在、当社は金型生産において蓄えた型技術の基盤の上に、「シェル中子」製造技術を複合させ、「ターボチャージャー」のシェル中子生産分野で国内でも類を見ないコア・コンピタンスを確立している。平成24年2月に「精密シェル中子生産による高付加価値経営の推進」にて群馬県の経営革新計画を取得している。



▶ シェル中子成型の様子

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —

生きるための  
がん保険 Days

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —

もっと頼れる医療保険  
新EVER  
エヴァー

■引受保険会社 (お問い合わせ先)

**Aflac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



# 税理士会

## 税理士会高崎支部野球部の活動について

関東信越税理士会  
高崎支部税理士 林 克俊

た。これらを通じて、幅広く  
部員間の親睦を図ればと  
考えています。



関東信越税理士会高崎支部の野球部は、平成17年に支部会員の親睦・健康づくりを目的として発足しました。創部から9年経ち、平成25年8月現在の部員数は90名で、若手の先生からシニアの先生まで幅広く所属しております。

例年、10月に行われる5支部対抗戦に向けて4月から月1回程度練習等を行い、11月の納会で1年を締めくくるといのが主な活動の流れになります。

### 5支部対抗戦

群馬県下の5つの税理士会支部（高崎支部・前橋支部・桐生支部・伊勢崎支部・館林支部）がトーナメント方式により優勝を争う対抗試合です。1日で2試合を行うため、平均年齢が決して

て低いとはいえない税理士会会員にとっては相当ハードな大会ですが、我が高崎支部は、選手層の厚さと、日頃のグラウンド内外でのチームワークを武器に、平成19年から去年までの大会で目下6連覇中と他支部を寄せ付けない圧倒的な強さを誇っております。

### 練習・交流試合

主にナイターにて練習を行っております。また、他団体との交流試合も定期的に行っており、今年は高崎歯科医師会、しのめ信用金庫と交流試合を行いました。練習や試合後の懇親会等を通じて、部員間のみならず他団体との交流の深まりや、情報交換の場として有用な機会を得られる事も多く、今後も積極的に行つ

ていきたいと考えています。

### レクリエーション行事

プロ野球の公式戦見学ツアーや高崎支部内の青年部・女性部と共同でのソフトボール大会の開催等、野球部としてのレクリエーション行事も多く行っております。今年は7月にパーベキュー、8月には老若男女が楽しめる競技としてソフトバレーボール大会を企画しまし



## 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営**

**話**

平成25年度  
税制改正(相続税関係)の要点

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 入沢 紀行

はじめに

本年度の改正では現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施する等の観点から相続税関係におきましても幾つかの措置が講じられています。

相続税の基礎控除・税率構造の見直し

相続税の基礎控除は、バブル期の地価上昇に合わせて引き上げられてきましたが、現在の地価はピーク時の平成3年と比べ3分の1から4分の1に落ち込んでいる状況にあることから、バブル前の控除水準に戻す事となりました。

『改正後』  
3000万円+600万円×法定相続人の数

『改正前』  
5000万円+1000万円×法定相続人の数  
税率構造については、所得税と同様に最高税率を55%に引き上げると共に、2億円超3億円以下の区分に45%の税率を新たに設け

るなど、税率構造を改正前の6段階から8段階へと細分化しています。

未成年者控除・障害者控除の見直し

未成年者控除及び障害者控除は昭和63年以降改正が行われていみせんでしたがその当時から物価の動向及び相続税全体の見直しを踏まえて25年振りとなる改正が行われました。

未成年者控除につきましては、20歳に達するまでの1年につき10万円(改正前6万円)・障害者控除につきましては、85歳に達するまでの1年につき10万円(改正前6万円)、このうち特別障害者は20万円(改正前12万円)に税額控除額が引き上げられました。

小規模宅地等の減額特例の見直し

居住用宅地に係る特例の適用対象面積の上限が330㎡(改正前240㎡)に拡充されました。また特例の対象として選択する宅地として居住用と事業用(店舗の敷地等)の宅地がある

場合、改正前は特例による減額は限定併用で居住用と事業用合わせて400㎡が適用対象上限面積となっていました。今回の改正により居住用と事業用のそれぞれの上限度面積まで合算(最大730㎡)して適用できる完全併用措置が講じられました。

贈与税の税率構造の見直し

高齢者の保有資産を若年世代へ早期に移転させ、消費拡大や経済活性化を図る為、贈与税の税率構造が緩和されると共に、子や孫が受ける直系尊属からの贈与に係る税率構造が新たに設けられました。

相続時精算課税制度の見直し

孫への生前贈与をさらに行いやすくして世代間の資産移転を一層促進する観点から適用対象者の拡充を図る措置が講じられました。具体的には、贈与を受ける者(受贈者)の対象を、改正前は、20歳以上の推定相続人である直系卑属のみで

あったものに「20歳以上の孫」を新たに追加。さらに贈与を行う者(贈与者)の年齢要件が、「65歳以上」から「60歳以上」へと引き下げられました。

教育資金一括贈与の非課税措置の創設

従来親子間等の扶養義務者間で必要な都度支払われる教育資金の贈与は非課税でしたが、一括贈与の場合には課税されてきました。

今回非課税の措置を設けたことにより、祖父母等(贈与者)が、信託銀行などの金融機関に子・孫(受贈者)名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出した場合には、子・孫ごとに1500万円までの教育資金については贈与税が非課税となります。また子・孫が30歳に達する日に口座は終了し、使い残しがあれば贈与税が課税されます。

以上平成25年度税制改正のうち相続税関係の主なものを取り上げてきましたが適用時期等につきましては、十分確認をお願いいたします。



## 平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

### 平成26年1月からの記帳・帳簿保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入やその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。



【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

### 記帳説明会のご案内

◎ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。



記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

## ご存知ですか？非居住者等に支払う際の源泉徴収 ～誤りやすい事例～

非居住者や外国法人（以下「非居住者等」といいます。）に対して、源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」を支払う場合には、その支払いの際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならない場合があります。したがって、取引において、非居住者等に何らかの支払をする場合には、その対価が源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」に該当するかを確認していただく必要があります。

詳しくは「源泉徴収のあらまし」で解説しておりますが、ここでは、非居住者等に支払う際の源泉徴収で、誤りやすい事例をご紹介します。

### 土地等の対価

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を取得した場合、その対価を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

（注）個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために取得した土地等で、その土地等の対価の額が1億円以下である場合は、その個人が支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。（法人が取得して対価を支払う場合には、1億円以下であっても源泉徴収をしなければなりません。）

### 不動産の賃借料等

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を借りる場合、その賃借料を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

（注）個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために土地や家屋を借りる場合に支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。（法人が借りて賃借料を支払う場合には、源泉徴収をしなければなりません。）

### 工業所有権、著作権等の使用料等

国内において業務を行う者が、非居住者等に支払う、工業所有権、著作権等の使用料又は取得の対価のうち、その国内業務に係るものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

### 給与等の人的役務の提供に対する報酬等

非居住者に支払う給与その他の人的役務の提供に対する報酬等のうち、国内において行った勤務その他の人的役務の提供に対するものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

（注）非居住者等の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合があります。そのための手続など、詳しくは、「源泉徴収のあらまし」をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。



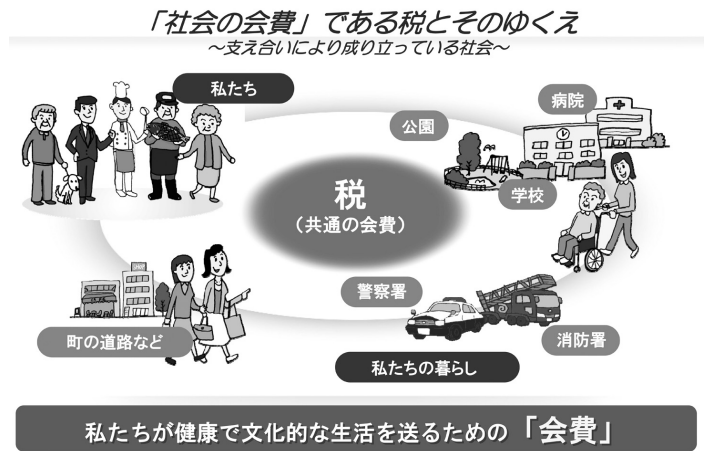
# 平成25年度「税を考える週間」のご案内

私たちが納めた所得税、法人税、消費税、住民税などは、国や地方公共団体が主体となつて行う医療や年金、介護、子育てなどの公共サービスや、学校・公園・図書館・体育館などの公共施設のために使われ、形を変えて私たちの暮らしを支えています。税金は私たちが健康で文化的な生活を送るための、いわば「会費」といえるでしょう。

そこで国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「**税を考える週間**」として、全国的に税についての各種の広報活動を実施しています。25年度は「**税の役割と税務署の仕事**」

をテーマとし、国民の皆様に適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組をご紹介しますとともに税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けています。

高崎税務署管内では、下表の行事が予定されております。



日 時	行事名及び開催場所	行事内容等	主催団体等
11月14日 (木) 15:00～17:00	納税表彰式 (ビエント高崎)	税務署・県税事務所の納税功労者の表彰及び作文入賞者への賞状授与・作文朗読	税務署・県税団協
11月15日 (金) 12:00～13:00	高崎税務署長講演会 (グランドパティオ高崎)	講演会を開催し、税の意義や役割などを説明	法人会 税務署
11月11日 (月) ～11月17日 (日) (期間中及びその前後)	中学生・高校生の作文展 管内全市役所及び町村役場ほか	中学生・高校生の「税に関する作文」の優秀作品の展示	税務署 税団協
11月12日 (火) 18:30～20:00	公開講演会 (※) (高崎シティギャラリーコアホール)	作家の林真理子さんを招き、公開講演会を開催	法人会 (全地区会合同)

(※) 公開講演会の詳細につきましては、同封のチラシをご参照ください。

# 平成25年分 年末調整説明会のお知らせ

給与所得者にかかる年末調整説明会を、次の日程で開催いたします。

本年も、年末調整関係資料を事前に送付いたしますので、説明会にご出席の際はその資料をご持参くださるようお願いいたします。

開催日	開催時間	開催場所
平成25年11月13日 (水)	10:00～12:00	群馬音楽センター 高崎市高松町28-2
	13:30～15:30	

(注1) 午前・午後のいずれか、ご都合のよい時間に会場へお出かけください。

(注2) 駐車場につきましては、用意しておりませんのでご了承ください。

\*用紙は従来どおり税務署の窓口でもお受け取りいただけますが、一部の用紙につきましては、国税庁ホームページからダウンロードして、ご使用いただけます。



群馬県の県土の3分の2は森林が占めています。豊かな水を育み、また災害を防止するなど、私たちの暮らしを支え、多くの恵みをもたらす森林は、県民共有の財産です。県では、この大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくために、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税（通称）」を平成26年4月から導入します。

**▽ぐんま緑の県民税の使い道**  
奥山など生産条件不利な森林を整備する「水源地域等の森林整備」、森林の大切さなどへの理解促進を図る「ボランティア活動・森林環境教育の推進」、里山・竹林、平地林の整備などきめ細かな取り組みを行う「市町村提案型事業等」などを予定しています。

**「ぐんま緑の県民税」を  
平成26年4月から  
導入します**

ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）のしくみ

区分	個人	法人																								
名称	この税は、税制上は「森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税」ですが、皆様に広く知っていただくための通称として「ぐんま緑の県民税」を使用し、周知活動に努めていきます。																									
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。																									
納める方	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人（前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税）	県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等																								
年間の納税額(率)	年間700円 なお、東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで、現行の税額1,000円に500円が上乗せとなります。したがって、平成26年度から平成30年度まで、ぐんま緑の県民税と合わせた県民税均等割額は2,200円となります。	資本金等の額により年間1,400円～56,000円 (県民税均等割の税額の7%相当額)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>現行の税額</th> <th>ぐんま緑の県民税(7%相当額)</th> <th>上乗せ後の税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下 など</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> <td>21,400円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> <td>139,100円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> <td>577,800円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> <td>856,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	現行の税額	ぐんま緑の県民税(7%相当額)	上乗せ後の税額	1千万円以下 など	20,000円	1,400円	21,400円	1千万円超～1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円	1億円超～10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円	10億円超～50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円	50億円超	800,000円	56,000円	856,000円
資本金等の額	現行の税額	ぐんま緑の県民税(7%相当額)	上乗せ後の税額																							
1千万円以下 など	20,000円	1,400円	21,400円																							
1千万円超～1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円																							
1億円超～10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円																							
10億円超～50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円																							
50億円超	800,000円	56,000円	856,000円																							
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます（個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます）。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。																								
導入の時期	平成26年度課税（平成25年所得分）から	平成26年4月1日以後に終了する事業年度分から																								
課税の期間	5年間																									
税収見込額	約8.2億円（個人：約6.6億円 法人：約1.6億円） ※平年度ベース																									
使い道の明確化	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。																									
事業内容の検討・評価	県民等で構成する第三者機関を設置し、事業の内容検討・実績評価・効果検証などを行います。																									
○税の使い道など森林保全に関すること 群馬県環境森林部林政課 電話：027-226-3211 FAX:027-223-0154		○税の仕組みに関すること 群馬県総務部税務課 電話：027-226-2196 FAX:027-221-8096																								

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

青年 ① (株)アフェクション ② 印 藤 謙 ③ 高崎市緑町 ④ 広告デザイン業	松井田 ① (株)若松工業 ② 若 松 鈴 子 ③ 安中市松井田町八城 ④ 建設業、解体工事業	高崎 ① (株)興栄 ② 宇佐美 玉 雄 ③ 高崎市新保町 ④ 不動産業	高崎 ① 飛鳥工業(株) ② 大 野 育 夫 ③ 高崎市剣崎町 ④ 建設業
青年 ① (株)ウイング ② 志 村 潤 ③ 高崎市中尾町 ④ 自動車販売業	子持 ① 山崎石材 ② 山 崎 年 幸 ③ 洪川市北牧 ④ 石材業	高崎 ① ジャパン警備(株) ② 櫻 井 幸 恵 ③ 高崎市下大島町 ④ 警備業	高崎 ① 上野正人税理士事務所 ② 上 野 正 人 ③ 高崎市緑町 ④ 税理士業
青年 ① (財)倉渕ふるさと公社 ② 塚 越 育 法 ③ 高崎市倉渕町川浦 ④ サービス業	赤城 ① (有)赤城斉藤解体工業 ② 斉 藤 辰 男 ③ 洪川市赤城町栄 ④ 解体工事業	高崎 ① (有)竹之内組 ② 竹之内 嘉 則 ③ 高崎市矢中町 ④ 建設業	高崎 ① エコフロント(株) ② 大 崎 哲 朗 ③ 高崎市寄合町 ④ エネルギー管理システムの販売
	女性 ① ジャパン警備(株) ② 櫻 井 幸 恵 ③ 高崎市下大島町 ④ 警備業	高崎 ① (株)トレジャートラスト ② 浜 名 朋 憲 ③ 高崎市正観寺町 ④ 調剤薬局	高崎 ① (有)オフィスコグレ ② 木 暮 修 ③ 高崎市江木町 ④ 生命保険代理店
<b>問い合わせ先</b> (社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576		高崎 ① (有)三原一泰事務所 ② 三 原 一 泰 ③ 高崎市緑町 ④ 経営コンサルティング業	高崎 ① 関東ビジネス(株) ② 古 川 征 治 ③ 高崎市倉賀野町 ④ ソフトウェア開発・販売、情報機器販売
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			

高崎税務署管内では、会員企業約5000社からなる『高崎法人会』が税務協力団体として、会員企業のため、地域社会のため、活動を行っております。  
 企業の発展と、地域社会への貢献のため、法人会にご入会くださいますようお願い申し上げます。

## 今後の税務説明会の予定

### 平成25年度下期「決算税務説明会」日程表

10月8日(火)	14:00~16:00	洪川市・金島ふれあいセンター (洪川、伊香保、子持、北橋、赤城)
10月17日(木)	14:00~16:00	高崎市箕郷文化会館 (群馬、箕郷、吉岡、榛東)
11月7日(木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
11月8日(金)	14:00~16:00	榛名商工会館 (榛名、倉渕)
11月27日(水)	14:00~16:00	安中市文化センター (安中、松井田)
11月28日(木)	15:30~17:30	吉井商工会館 (吉井)
1月16日(木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
3月12日(水)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)

### 平成25年度下期「新規設立法人税務説明会」

12月10日(火)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター
-----------	-------------	-------------



# 表紙説明

## あさお 麻苧の滝 秋

麻苧（あさお）の滝は、一名朝日滝とも呼ばれ、その源を丁須の西の中間峰より発している。信越線横川駅の南西方に位置し、鼻曲山と鳩胸の間を流れ落ち、その高さは約40メートル、この断崖から麻の簾を垂らしたような飛瀑から「麻苧の滝」と名づけられている。

この滝は、古くから山岳信仰の修験場として知られ、山中には数多くの石仏が散在している。信越線や国道18号線からも近く、裏妙義の奇岩との映りもよく、増水時などの雄大さは格別なものである。

周辺は麻苧の滝自然公園となっており、曾滝、祖滝、父滝（麻苧の滝）、母滝、自行滝、子滝、孫滝が点在、総称して麻苧七滝となっている。



平成25年度の法人会のポスターが完成しました。

## 法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第150号

平成25年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
 (発行所)一般社団法人 高崎法人会  
 〒370-0006  
 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
 TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576  
 E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
 U R L :http://www.takasaki-hojinkai.com/  
 (企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎  
 (編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

## 【法人会からのお知らせ】

### 消費税率8%への引き上げに伴う「経過措置」について

来年4月から消費税率が8%に引き上げられます。

この度国税庁より「経過措置」についてのQ&Aが公表されました。

概要は、来年4月以降の商品提供や請負納品に当たっては、本年9月末までに契約書等で明記しているものであれば、旧税率(5%)でよいなど、かなり具体的な内容となっています。

詳しくは、下記国税庁HPの資料をご覧ください。

- 平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

